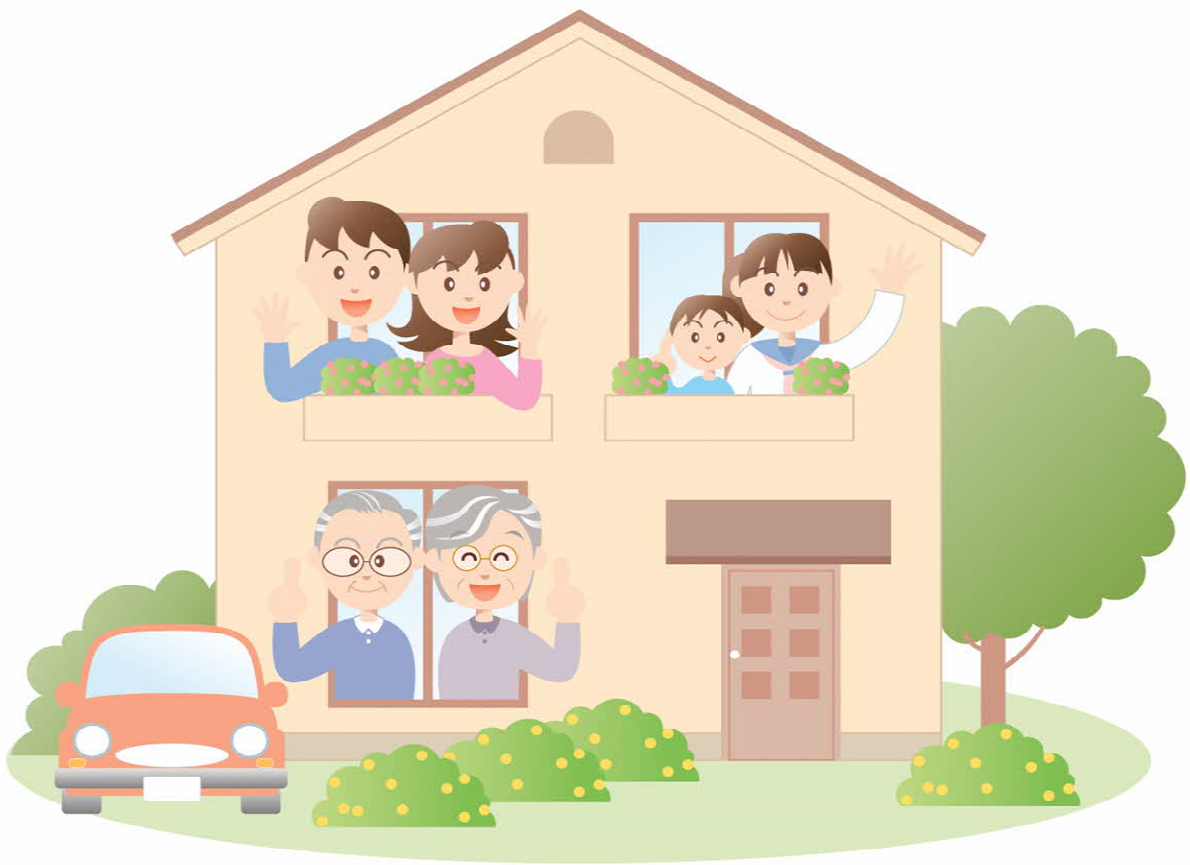


# 浦安市墓地公園 特別枠 募集案内

～墓所・樹林墓地共通～

令和6年度



浦安市 環境部 環境衛生課

# 目次

« 1 »	申込から使用許可までの流れ	…… P02
« 2 »	墓地の種類について	…… P03
« 3 »	特別枠の内容について	…… P03
« 4 »	申込区分について	…… P04
« 5 »	申込資格について	…… P05
« 6 »	申込と必要書類について	…… P08
« 7 »	抽選について	…… P09
« 8 »	使用許可の申請について (当選された方の本申請)	…… P10
« 9 »	使用許可証の交付について	…… P12
«10»	使用料等の納付について	…… P12
«11»	墓碑の設置について (通常墓所 3.0㎡・小型墓所 1.5㎡の使用者のみ)	…… P12
«12»	ご遺骨の埋蔵手続きについて	…… P14
«13»	使用上の注意事項について	…… P16
«14»	よくある質問とその回答について	…… P17
巻末	浦安市墓地公園公募申込書	

## « 1 » 申込から使用許可までの流れ

«生前柩»通常墓所 3.0㎡・小型墓所 1.5㎡ / 樹林墓地

«改葬柩»樹林墓地

申込受付日時 6月3日(月)～6月28日(金)

土日祝日除く 8:30～17:00

申込場所 市役所 6階 環境衛生課窓口

※公募申込書をご記入の上、84円切手をご持参ください。

(パンフレット配布は6月3日(月)から市役所6階環境衛生課、市役所1階受付、墓地公園管理事務所、各行政サービスセンター、各公民館、で配布しています。HPからもダウンロードできます。)

84円切手は選考結果通知書に使用します。あらかじめ、公募申込書をご記入願います。

※この受付は申請者を決定するための抽選申込であり、本申請ではありません。

公開抽選会 7月10日(水) 市役所10階協働会議室

通常墓所 午前10時から 小型墓所 午前11時から

樹林墓地 午後2時から

※応募者数により時間に変更になる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください

選考結果通知書の発送日 7月24日(水)

市のホームページには、7月12日(金)よりお知らせします

当選者の本申請受付 8月16日(金)から10月15日(火)

申請する場合は、結果通知書に記入された期間にご来庁ください。

ご来庁による本申請が難しい場合は、ご相談ください。

※墓所/樹林墓地の使用許可を受けるうえでの正式な手続きになります。

使用許可証の交付 11月1日(金)

使用許可証・納付書・埋蔵届・墓所/樹林墓地利用案内等を郵送します。

## « 2 » 墓地の種類について

### 1. 墓所 (1 区画 3.0 m<sup>2</sup>/1.5 m<sup>2</sup>)

- 芝生地の決められた区画内のカロート(納骨室、以下同じ。)上に墓碑を設置し、カロート内に焼骨を埋蔵 (3.0 m<sup>2</sup>は 8 骨、1.5 m<sup>2</sup>は 4 骨まで埋蔵可能) する、緑鮮やかで開放的な家族墓です。
- 使用料 (30 年間分) の他、年間管理料を毎年お支払いいただきます。なお、墓碑の設置費用については、使用者自身で別途負担していただきます。

### 2. 樹林墓地

- 樹林を墓標として、その下に焼骨を埋蔵する、共同埋蔵方式の個人墓です。
- 市が永代管理を行います。(年間管理料は発生しません。)
- 共同埋蔵方式のため、埋蔵後の焼骨の返還はできません。

## « 3 » 特別枠の内容について

### 1. 生前枠

- 将来ご自身が亡くなった場合に備えて、墓地公園で生前申し込みを希望する方が対象になります。
- ※使用許可を受けた後、その許可者以外の焼骨を埋蔵する必要がある場合は、当該許可者がお墓に入る前に、先行して、他の焼骨を埋蔵することも可能です。  
(墓所に限る。)

### 2. 改葬枠

- すでにお寺などに埋蔵した焼骨をお持ちの方で、浦安市墓地公園への改葬(焼骨を移すこと)を希望する方が対象になります。
- ※埋蔵したことのない焼骨をお持ちの方については、通常枠(随時受付)での受付となり、改葬枠の対象にはなりません。

## « 4 » 申込区分について

区分コード	区分名	重複申込が可能な区分
I	通常墓所(1区画 3.0㎡)<生前柩>	IV
II	小型墓所(1区画 1.5㎡)<生前柩>	IV
III-A	樹林墓地 <生前柩(1体用)>	IV
III-B	樹林墓地 <生前柩(2体用)>	IV
IV	樹林墓地 <改葬柩>	I・II・III-A,B

### I. 通常墓所 (1区画 3.0㎡) <生前柩>

### II. 小型墓所 (1区画 1.5㎡) <生前柩>

	通常墓所 (3.0㎡) <生前柩> I	小型墓所 (1.5㎡) <生前柩> II
使用料等	使用料(30年間): 450,000円 年間管理料(消費税込): 5,610円	使用料(30年間): 225,000円 年間管理料(消費税込): 2,800円
募集数	30基 (補欠5名程度)	30基 (補欠5名程度)

### III-A. 樹林墓地 <生前柩(1体用)>

### III-B. 樹林墓地 <生前柩(2体用)>

	樹林墓地<生前柩(1体用)> III-A	樹林墓地<生前柩(2体用)> III-B
使用料等	使用料(永代使用): 120,000円 (1人につき)	使用料(永代使用): 120,000円 (1人につき)
募集数	200人程度 (補欠は10名程度。ただし、各区分の申込数に応じて変動します。)	

※使用許可証の交付時にお支払いいただく使用料の他には管理料等は発生しません。

※抽選を行う場合は、生前柩(1体用)と生前柩(2体用)の申込者数に応じて、当選倍率が同程度になるように配慮します。

※生前柩(2体用)にお申込みいただき、当選された場合は、将来的に、2体分のご遺骨が、樹林墓地の同じ埋蔵施設(カロート)に埋蔵されるよう、配慮します。

#### IV. 樹林墓地 <改葬枠>

	樹林墓地<改葬枠> IV
使用料等	使用料(永代使用): 120,000 円 (1 焼骨につき)
募集数	50 人程度 (補欠は 10 名程度)

※使用許可証の交付時にお支払いいただく使用料の他には管理料等は発生しません。

※樹林墓地 <改葬枠> にお申込みいただき、当選された場合は、樹林墓地に改葬する骨数に制限はありませんが、お支払いいただく使用料は、改葬する骨数分必要になります。

### « 5 » 申込資格について

#### I. 通常墓所 (1 区画 3.0 m<sup>2</sup>) <生前枠>

#### II. 小型墓所 (1 区画 1.5 m<sup>2</sup>) <生前枠>

以下のいずれの要件にも該当する方のみ申込みが可能です。

- 【1】 令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、市内に引き続き 10 年以上居住し、浦安市に住民登録があること。又は、令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、市内に引き続き 3 年以上居住し、且つ、通算 15 年以上居住しており、浦安市に住民登録があること。※なお、住民登録日は、「転入された日(住定年月日)」とします。
- 【2】 令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、申込者本人が 70 才以上であること。
- 【3】 申込者自身が死亡した後に、その焼骨が本市墓地公園墓所に滞りなく埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できること。
- 【4】 使用許可日(令和 6 年 11 月 1 日)の翌日から 1 年以内に墓碑を設置できること。  
※1 年以内に墓碑を設置しない場合は使用許可の取消しとなります。
- 【5】 同一世帯内に本市墓地公園内の墓所をお持ちの方がいないこと。※墓所は、一世帯に 1 墓所です。将来、承継により 2 墓所になった場合は 1 墓所を返還していただきます。
- 【6】 自己のために使用する目的であること。

### Ⅲ-A. 樹林墓地 <生前柩 (1 体用) >

以下のいずれの要件にも該当する方のみ申込みが可能です。

- 【1】 令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、市内に引き続き 1 年以上居住し、浦安市に住民登録があること。  
※なお、住民登録日は、「転入された日(住定年月日)」とします。
- 【2】 令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、申込者本人が 65 才以上であること。
- 【3】 申込者自身が死亡した後に、その焼骨が本市墓地公園樹林墓地に滞りなく埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できること。
- 【4】 樹林墓地に埋葬後は、焼骨が返還できないことに同意できること。
- 【5】 死亡後、他のご遺骨と併せて共同埋蔵されることに同意できること。

### Ⅲ-B. 樹林墓地 <生前柩 (2 体用) >

以下の 1)・2)のいずれかで、全ての要件に該当する方のみ申込みが可能です。

#### 1) 2 体用で申し込む者が、いずれも存命である場合

- 【1】 いずれも令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、市内に引き続き 1 年以上居住し、浦安市に住民登録があること。  
※なお、住民登録日は、「転入された日(住定年月日)」とします。
- 【2】 いずれも令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、65 才以上であること。
- 【3】 いずれかが死亡した場合においても、その焼骨が本市墓地公園樹林墓地に滞りなく埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できること。
- 【4】 樹林墓地に埋蔵後は、焼骨が返還できないことに同意できること。
- 【5】 いずれも死亡後に、他のご遺骨と併せて共同埋蔵されることに同意できること。
- 【6】 2 体用で申し込む両者の続柄については、双方が、より近い立場の、<sup>さいし</sup>祭祀を主宰すべき立場(喪主的立場)にあり、以下の続柄の方。
  - ① 配偶者(夫または妻)
  - ② 血族 3 親等以内(子、父母、兄弟姉妹など)
  - ③ 姻族 2 親等以内(義子、義父母など)
  - ④ 養子または養父母

#### 2) 2 体用で申し込む者のうち、いずれかが存命である場合

- 【1】 存命である方が、令和 6 年 10 月 15 日(火)時点で、市内に引き続き 1 年以上居住し、浦安市に住民登録があること。

※なお、住民登録日は、「転入された日(住定年月日)」とします。

- 【2】存命である方が、令和6年10月15日(火)時点で、65才以上であること。
- 【3】存命である方が死亡した後に、その焼骨が本市墓地公園樹林墓地に滞りなく埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できること。
- 【4】樹林墓地に埋蔵後は、焼骨が返還できないことに同意できること。
- 【5】死亡後、他のご遺骨と併せて共同埋蔵されることに同意できること。
- 【6】お持ちの焼骨に対して、より近い立場の、<sup>さいし</sup>祭祀を主宰すべき立場にある方(喪主的立場の方)で、焼骨から見て、以下の続柄の方。
  - ① 配偶者(夫または妻)
  - ② 血族3親等以内(子、父母、兄弟姉妹など)
  - ③ 姻族2親等以内(義子、義父母など)
  - ④ 養子または養父母

#### IV. 樹林墓地 <改葬枠>

以下のいずれの要件にも該当する方のみ申込みが可能です。

- 【1】令和6年10月15日(火)時点で、市内に引き続き1年以上居住し、浦安市に住民登録があること。  
※なお、住民登録日は、「転入された日(住定年月日)」とします。
- 【2】埋蔵されたことのある焼骨をお持ちであること。
- 【3】樹林墓地に埋蔵後は、焼骨が返還できないことに同意できること。
- 【4】お持ちの焼骨に対して、より近い立場の、<sup>さいし</sup>祭祀を主宰すべき立場にある方(喪主的立場の方)で、焼骨から見て、以下の続柄の方。
  - ① 配偶者(夫または妻)
  - ② 血族3親等以内(子、父母、兄弟姉妹など)
  - ③ 姻族2親等以内(義子、義父母など)
  - ④ 養子または養父母



## « 6 » 申込と必要書類について

～ 墓所・樹林墓地共通 ～

申込日時: 令和6年6月3日(月) ～ 令和6年6月28日(金)

土日祝日除く 8:30 ～ 17:00

申込場所: 市役所 6階 環境衛生課

必要書類: ● **浦安市墓地公園公募申込書(第1号様式)**

※ 募集案内の巻末に添付しています。あらかじめご記入ください。

※ 浦安市ホームページからも印刷が可能です。

● **84円切手(申込の区分1つにつき、1枚ご用意ください。)**

選考結果通知書用に使用します。申込日当日、郵送用の封筒に〒住所・氏名  
をご記入いただきます。

### 注意事項

- 原則1世帯につき、1申込となります。  
不当な重複申込や虚偽等による不正申込をされた場合は、無効となります。  
重複申込が可能な区分については、P4をご確認ください。
- ※ 申込書は、申込の区分1つにつき、1枚提出していただきます。
- 改葬枠への申込を希望しており、複数のご遺骨を改葬したい方につきましても、申込みにあたって、提出していただく申込書は1枚です。
- 申込にあたって、埋蔵する位置等の指定はできません。
- 樹林墓地 <生前枠(2体用)> をお申込みの方は、氏名欄に連名でご記入いただいたうえで、申込書1枚をご提出ください。
- 電話での申込みは、受け付けできません。

## « 7 » 抽 選 に つ い て

### ～ 墓 所 ・ 樹 林 墓 地 共 通 ～

- 【1】 申込者の数が募集数を超えた時は、公開の抽選により、使用許可の本申請をすることができる者を決定します。  
公開の抽選を行います。立ち合いは自由です。

【2】 抽 選 日 : 令和6年7月10日(水)

【3】 抽選時間 :

区分コード	区分名	抽選予定時間
I	通常墓所(1区画 3.0㎡) <生前枠>	午前 10時00分 ~ 10時30分
II	小型墓所(1区画 1.5㎡) <生前枠>	午前 11時00分 ~ 11時30分
III-A	樹林墓地 <生前枠(1体用)>	午後 2時00分 ~ 3時00分
III-B	樹林墓地 <生前枠(2体用)>	
IV	樹林墓地 <改葬枠>	午後 3時30分 ~ 4時00分

※抽選時間は、目安になります。抽選事務の遅れ等により、抽選時間を延長する場合がありますので、ご了承ください。

【4】 抽選場所: 浦安市役所 10階 協働会議室

【5】 抽選結果の公表: 令和6年7月12日(金) ホームページに公開

【6】 抽選結果の通知: 令和6年7月24日(水) 発送予定

・抽選結果については申込みをされた方全員に郵送にてお知らせします。なお、抽選結果について、電話等による問合せには応じませんが、8月になっても通知が届かない場合は、環境衛生課(Tel:047-712-6526)までご連絡ください。

## « 8 » 使用許可の申請について ( 当選された方の本申請 )

### 【1】提出書類:

抽選の結果、当選された方は、本申請することができます。  
使用許可の申請を行う際には、抽選結果の通知の際に郵送した浦安市墓地公園使用選考結果通知書と併せて、以下に該当する申込区分の書類をご用意ください。

### I. 通常墓所 (1 区画 3.0 m<sup>2</sup>) <生前枠>

### II. 小型墓所 (1 区画 1.5 m<sup>2</sup>) <生前枠>

① 浦安市墓地公園使用許可申請書

② 事前確認書 (墓所生前枠申請用)

申請にあたっての条件等について、確認していただきます。また、申請者が亡くなった後に、その焼骨の埋蔵の手続きを行う方をご記入いただきます。

\*①・②の書類は、抽選結果(当選)を通知する際に、併せてお送りします。

③ 申請者の住民票 (世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されたもの)

※発行日より2週間以内のものをご提出下さい。

④ 申請者の戸籍謄本 (戸籍の全部事項証明書)

※発行日より3ヵ月以内のものをご提出下さい。

※墓所の申込資格のうち、通算15年以上の居住要件で申請する方につきましては、その事実を確認するため、戸籍の附票等も併せてご提出していただく必要があります。詳しくは、環境衛生課にお問合せください。

### III-A. 樹林墓地 <生前枠 (1 体用) >

① 浦安市墓地公園使用許可申請書

② 事前確認書(樹林墓地生前枠申請用)

申請にあたっての条件等について、確認していただきます。また、申請者が亡くなった後に、その焼骨の埋蔵の手続きを行う方をご記入いただきます。

\*①・②の書類は、抽選結果(当選)を通知する際に、併せてお送りします。

③ 申請者の住民票(世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されたもの)

※発行日より2週間以内のものをご提出ください。

④ 申請者の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)

※発行日より3ヵ月以内のものをご提出ください。

### Ⅲ-B. 樹林墓地 <生前柩(2体用)>

- 1) 2体用で申し込む者が、いずれも存命である場合
  - ・ 2体用の申請者、それぞれにつき、Ⅲ-A.樹林墓地 <生前柩(1体用)>の①～④の書類を揃えて、併せてご提出ください。別々での申請は受付できません。なお、それぞれが用意する書類のうち、二人が同世帯の場合や同じ戸籍上に記載されている場合等で、提出書類が同じものについては、1部の提出で構いません。
- 2) 2体用で申し込む者のうち、いずれかが存命である場合
  - ・ 2体用での申請のうち、存命である一方については、上記のⅢ-A.樹林墓地 <生前柩(1体用)>の①～④の書類を、もう一方のお持ちの焼骨については、Ⅳ.樹林墓地 <改葬柩>の①～⑥の書類(⑥について、埋蔵されたことがない新骨をお持ちの方は、火葬許可証を提出すること。)を揃えて、併せてご提出ください。別々での申請は受付できません。なお、それぞれが用意する書類のうち、二人が同世帯の場合や同じ戸籍上に記載されている場合等で、提出書類が同じものについては、1部の提出で構いません。

### Ⅳ. 樹林墓地 <改葬柩>

\*改葬する焼骨1体につき、以下の書類一式をご用意頂きます。

- ① 浦安市墓地公園使用許可申請書
- ② 樹林墓地の使用許可に関する誓約書
  - ・申請にあたっての条件等について、確認していただきます。
  - \*①・②の書類は、抽選結果(当選)を通知する際に、併せてお送りします。
- ③ 申請者の住民票(世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されたもの)  
※発行日より2週間以内のものをご提出ください。
- ④ 申請者の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)  
※発行日より3ヵ月以内のものをご提出ください。
- ⑤ 死亡者の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)  
※死亡者の死亡日が記載されたもので、申請者との間柄がわかるものをご用意ください。場合によっては、間柄を繋ぐものとして、④・⑤以外の戸籍謄本や改正原戸籍が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。  
※発行日より3ヵ月以内のものをご提出ください。
- ⑥ 埋蔵・収蔵を証明する書類  
※通常は、焼骨を納めてある寺院等で証明書が発行されます。詳しくは、寺院等のお墓の管理者にご確認ください。

## ～ 墓所・樹林墓地共通 ～

令和6年8月16日(金)～令和6年10月15日(火)

のうちの指定された期間 ※当選結果通知の中に、ご案内しています。

※申請期間は、あらかじめ個別にご案内しています。ご来庁による本申請が難しい場合等は、ご相談ください。

また、連絡がなく、提出期間内に手続きをされない場合は、申込みを辞退したものとみなします。提出された書類を審査した結果、適正と判断された方には、当該墓地施設の使用許可証を交付します。なお、書類審査で、書類の不備や不明瞭な点があるときは、書類の再提出をお願いする場合があります。

## « 9 » 使用許可証の交付について

令和6年11月1日(金) 環境衛生課より郵送します。

## « 10 » 使用料等の納付について

○納付書裏面に記載されている市指定の金融機関にてお支払ください。

○納付期限：令和6年11月29日(金)

※納入後の返金はいたしません。

※墓所の年間管理料の次年度(令和7年度)以降の支払いは、市指定の金融機関からの口座引落になります。ご自分の口座のある市指定金融機関に口座振替依頼書を提出してください。(口座振替依頼書は 銀行とゆうちょ銀行で別様式になります。)

## « 11 » 墓碑の設置について

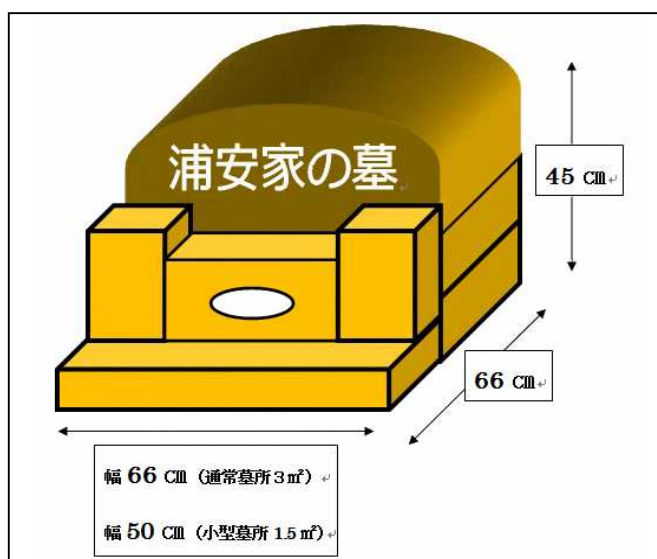
**通常墓所 (1 区画 3.0 m<sup>2</sup>) 小型墓所 (1 区画 1.5 m<sup>2</sup>) の使用者のみ**

- 【1】 使用許可日の翌日から1年以内に墓碑の設置をお願いします。なお、墓碑の設置にあたっては、次の基準を順守していただきますようお願いいたします。
- 【2】 墓碑の設置工事の手続きは、使用許可日以降となります。工事日の3日前までに墓地公園管理事務所に必要書類を提出してください。
- 【3】 ご遺骨の埋蔵は、墓碑の設置後に行ってください。

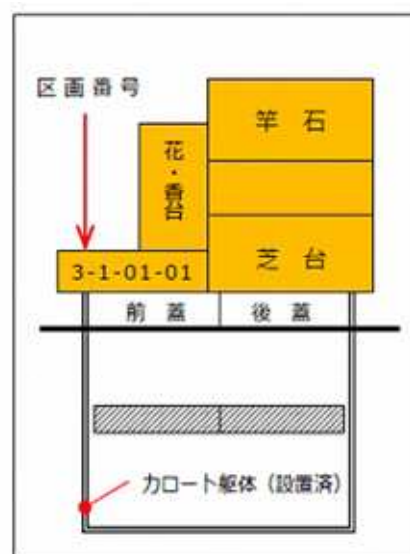
-墓碑その他の設備の設置基準-

区分	基準		
墓碑	数及び場所	設置できる墓碑は1基とし、あらかじめ市が設けた納骨施設(カロート)の上部に芝台(下台)を設け、その上に設置することとする。	
	墓碑の材質・形状	材質:原則として石材とする。 形状:安定性を有し、周囲の景観と調和したものとする。	
	寸法	通常(3㎡)	芝台(下台)は、幅66cm、奥行き66cmを標準とする。 また、墓碑は、芝台(下台)を含めて高さ45cm以内とし、幅66cm以内、奥行き66cm以内とする。
		小型(1.5㎡)	芝台(下台)は、幅50cm、奥行き66cmを標準とする。 また、墓碑は、芝台(下台)を含めて高さ45cm以内とし、幅50cm以内、奥行き66cm以内とする。
	位置の表示	芝台(下台)右側面に区画番号を彫刻することとする。 (例)第1区第1街区1列1番を1-1-01-01 列と番が一桁の場合は01というように、0を加えて彫刻して下さい。	
姓の表示	墓碑の正面に家名を表示する場合は、原則として使用者の姓とする。原則以外のものとしては、「心、やすらぎ」等の言葉であり、使用許可を受けた者以外の姓は表示できません。		
その他の設備	線香立て	設置する数は、1基までとする。	
	花立て	設置する数は、一対までとする。	
設置できないもの	墓誌、塔婆、地藏尊、外柵、盛土、植栽等		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓碑その他の設備の形態が、設置基準に違反している場合には、直ちに是正していただきます。</li> <li>・市の「指定石材店」はありませんので、自由に選びください。</li> </ul>		

墓所墓石イメージ



墓所側面(加ト墓石標準設計)



※カロート(コンクリート製の納骨室)は設置してあります。

## 《 12 》 ご遺骨の埋蔵手続きについて

### ～墓所・樹林墓地共通～

○お墓の使用者の死亡後、そのご遺骨を埋蔵したい場合...

→ 原則として、**1** 以降の手続きが必要です。(樹林墓地の場合は省略可能。)

●使用許可後、お持ちのご遺骨を埋蔵したい(使用者の死亡を伴わない)場合...

→ **3** 以降の手続きが必要です。(墓所の場合、墓石設置後に行ってください。)

### 1 使用者の死亡

### 2 承継の手続き 場所: 環境衛生課 市役所庁舎 6階

・祭祀財産を承継する方に、お墓の使用権を承継していただきます。承継の手続きを行う際には以下の書類を環境衛生課の窓口までご提出ください。

① 浦安市墓地公園墓所使用許可証 又は 浦安市墓地公園樹林墓地使用許可証

② 承継者の住民票の写し ※世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの

③ 承継者の戸籍謄本 (全部事項証明書) ※死亡者との続柄がわかるもの。

④ 死亡者の戸籍謄本 (全部事項証明書) ※死亡日が記載されているもの。

※②は、発行日から2週間以内、③・④は、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

※申請者と死亡者の間柄を確認するために、③、④以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類等が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。

※樹林墓地の使用者は、この手続きを省略して、後述の埋蔵の手続きを行うことも可能ですが、その場合は埋蔵の手続きの際に、生前の使用者との続柄について、確認を行います。





なお、使用者の死亡後、墓地公園集会施設のご利用を希望される場合は、承継の手続きが必要になります。

また、使用者の死亡後に使用許可証の再発行が必要な場合は、再発行の申請者と使用者との関係性が確認できる書類をご提示いただきます。

### 3 埋蔵の手続き 場所: 墓地公園管理事務所

・墓地公園での埋蔵の手続きを行います。

手続きの流れとしては次ページの流れになります。

～ 墓所(通常・小型) ～	～ 樹林墓地 ～
<p>①埋蔵を行う日が決まりましたら、埋蔵予定日の <u>1 週間前</u>までに、<u>墓地公園管理事務所</u>まで、埋蔵日時のご予約をしてください。</p>	<p>①焼骨を墓地公園に持参する日が決まりましたら、<u>1 週間前</u>までに、<u>墓地公園管理事務所</u>まで、その日時をご連絡ください。</p>
	
<p>②埋蔵予定日の <u>前日</u>までに以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届 ※墓地公園管理事務所でご用意します。1 焼骨につき 1 枚必要です。</li> <li>・浦安市墓地公園墓所使用許可証</li> <li>・ご遺骨の証明書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>○死体(胎)火葬許可証 (新骨の場合)</li> <li>※改葬されるご遺骨をお持ちの場合は、改葬許可証が必要です(新骨以外の場合)。</li> <li>※1 焼骨につき 1 枚必要です。</li> </ul> </li> </ul>	<p>②焼骨をお持ちいただく <u>前日</u>までに以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届 ※墓地公園管理事務所でご用意します。1 焼骨につき 1 枚必要です。</li> <li>・浦安市墓地公園樹林墓地使用許可証 ※1 焼骨につき 1 枚必要です。</li> <li>・ご遺骨の証明書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>○死体(胎)火葬許可証 (新骨の場合)</li> <li>○改葬許可証 (新骨以外の場合)</li> <li>※1 焼骨につき 1 枚必要です。</li> </ul> </li> <li>・埋蔵同意書(埋蔵依頼者の押印が必要) ※生前葬で使用許可を受けた者が亡くなり、そのご遺骨を埋蔵する場合のみ必要です。</li> </ul>
	
<p>③当日、ご遺骨を埋蔵してください。 ※埋蔵には、石材店の手配が必要です。</p>	<p>③当日、管理事務所までご遺骨を持参してください。市が後日、埋蔵を行います。</p>
<h2>～ 埋蔵の手続き上の注意事項 ～</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>※生前に使用許可を受けた使用者は、死亡した日の翌日から <u>1 年以内</u>にその焼骨が埋蔵されるよう手配してください。</li> <li>※お持ちのご遺骨を埋蔵する目的で使用許可を受けた使用者は、申請にかかる焼骨が、使用許可を受けた日の翌日から <u>1 年以内</u>に埋蔵されるよう手配してください。</li> <li>※通常墓所(1 区画 3.0㎡)小型墓所(1 区画 1.5㎡)の加ト(コンクリート製の納骨室)には、一般的な骨壺(7 寸・直径 22cm×高さ 26cm)で、通常墓所(1 区画 3.0㎡)は 8 骨まで、小型墓所(1 区画 1.5㎡)は 4 骨まで埋蔵可能です。</li> <li>※遺品など焼骨以外のものは埋蔵出来ません。</li> <li>※ご遺骨は火葬後、骨壺に入れてから埋蔵してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※生前に使用許可を受けた使用者は、死亡した日の翌日から <u>3 年以内</u>にその焼骨が埋蔵されるよう手配してください。</li> <li>※お持ちのご遺骨を埋蔵する目的で使用許可を受けた使用者は、申請にかかる焼骨が、使用許可を受けた日の翌日から <u>3 年以内</u>に埋蔵されるよう手配してください。</li> <li>※焼骨の埋蔵は、焼骨をお持ちいただいた日の翌月の末日までに市が行います。</li> <li>※埋蔵する場所や日時を指定することはできません。</li> <li>※埋蔵の現場に立ち会うことはできません。</li> <li>※埋蔵が完了した後に、郵送にて埋蔵が完了した旨を通知します。</li> </ul>



## « 13 » 使用上の注意事項について

### ～ 墓所(通常墓所 3.0 m<sup>2</sup>・小型墓所 1.5 m<sup>2</sup>) ～

- 【1】 墓所の使用期間は使用許可日から 30 年です。永代ではありませんが、30 年経過後に使用者が引き続き使用を希望する場合は、更新することができます。
- 【2】 墓所の位置の指定・変更及び使用权の譲渡並びに転貸、名義の変更は出来ません。(名義の変更は、原則として使用者が死亡した場合に限ります。)
- 【3】 生前葬で使用許可を受けた使用者以外の焼骨を埋蔵する必要がある場合は、使用者が亡くなる前に埋蔵することが可能です。
- 【4】 墓地公園の利用に際しては、墓碑の形態等について制限があります。  
(『《 11 》 墓碑の設置について(P13)』を参照)
- 【5】 使用許可の後に、墓所を使用しなくなった場合は、返還の手続きを墓地公園管理事務所で行ってください。なお、使用許可日から、墓所に焼骨を埋蔵せず、1 年以内に返還される場合は、既納使用料の 5 割に相当する額の還付を受けることが可能です。
- 【6】 使用許可証の交付前に市外へ転出した場合は、墓所の使用を不許可とします。
- 【7】 墓所は、お墓を守る方がいることを前提とした施設ですので、お墓を守る方がいらっしゃらない場合は、永代使用墓である樹林墓地をおすすめします。

### ～ 樹林墓地 ～

- 【1】 使用許可を受けた方以外の焼骨を樹林墓地へ埋蔵することはできません。
- 【2】 埋蔵前に、樹林墓地を使用しなくなった場合は、使用許可の取消しを墓地公園管理事務所に申出てください。なお、使用許可日を受けた日の翌日から起算して 2 年以内に使用許可の取消しを申出た場合に限り、還付を受けることが可能です。還付割合については以下のとおりになります。
  - ①取消しの申出が使用許可を受けた日の翌日から起算して 1 年以内に行われた場合  
→既納使用料の 5 割に相当する額
  - ②取消しの申出が使用許可を受けた日の翌日から起算して 2 年以内に行われた場合  
(ただし、①に該当する者を除く。)  
→既納使用料の 2 割 5 分に相当する額
- 【3】 使用許可証の交付前に市外へ転出した場合は、樹林墓地の使用を不許可とします。
- 【4】 樹林墓地に埋蔵した後はご遺骨を取り出すことはできません。

## « 14 » よくある質問とその回答について

### 1.墓所(通常墓所 3.0㎡・小型墓所 1.5㎡・樹林墓地共通)

1	質問	異なる申込区分を重複して申込をすることはできますか?
	回答	一人でも多くの方にお墓を供給したいと考えていますので、原則として1世帯につき、1申込とさせていただきます。重複可能な申込区分につきましては、4ページをご確認ください。

2	質問	今年度の生前枠に落選した場合、次年度以降の生前枠に再び申し込むことは可能ですか?
	回答	落選された方が、再び生前枠の公募に申し込むことは可能です。

3	質問	新骨(埋蔵されたことのない焼骨)を埋蔵したいが、特別枠の申込区分に応募できるのか?
	回答	応募できません。新骨をお持ちの方は、通常枠で申請を受け付けしています。

### 2.通常墓所(通常墓所 3.0㎡・小型墓所 1.5㎡)

4	質問	墓碑はいつ頃までに建てれば良いですか?
	回答	使用許可日(11月1日)の翌日から1年以内の墓碑の設置が必要です。

5	質問	初年度から年間管理料は発生しますか?
	回答	通常枠の利用者と同様に、初年度から年間管理料が発生します。初年度は、使用許可を受けた月に応じて、3月分までの月割で、管理料をいただきます。

6	質問	使用期間はいつの時点から30年間ですか?
	回答	使用許可日から30年間になります。

7	質問	お墓を守っていく人がいません。
	回答	通常・小型墓所は、お墓を守る方がいることを前提として毎年管理料をいただく施設です。お墓の維持管理上、守る方が必要となります。いない場合は、永代使用で年間管理料がかからない樹林墓地があります。

8	質問	30年経過した場合に、継続して利用できますか？ また、その際の更新費用はいくらですか？
	回答	引き続きお墓を守る方がおり、年間管理料の滞納がない方については、30年経過後も継続して利用することが可能です。その際の更新費用については、市内在住者の場合30年間18万円、使用者が市外在住の場合30年間27万円です。 ※令和6年度の更新費用になり、今後変更になる場合があります。

### 3.樹林墓地

9	質問	遺骨が手元にある(又はお墓に埋蔵されている)が、自分の死後、その遺骨と同じ埋蔵施設(カロート)に入りたい。
	回答	生前柩(2体用)に申込みいただき、当選された場合は、同じ埋蔵施設(カロート)に入れるように配慮します。

10	質問	樹林墓地は使用料以外に管理費用等がかかりますか？
	回答	樹林墓地の使用許可時に使用料をお支払いただいた後は、管理費用等はありません。

11	質問	ご遺骨の埋蔵時に、親族は立ち合えますか？
	回答	他の方のご遺骨も一緒に埋蔵するため、埋蔵を行う現場に立ち会うことはできません。

#### (参考) 令和5年度応募結果

施設別	種別	募集数	当選倍率
通常墓所	生前	30	6.03
小型墓所	生前	30	無抽選
樹林墓地	生前1	200	無抽選
	生前2		
	改葬	50	無抽選

## 問い合わせ

浦安市 環境部 環境衛生課 ☎047-712-6526